ハイ！消費生活相談員です

２０代が狙われている遠隔操作アプリに注意！(２０２４年１月号)

遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意しましょう。

【事例】
「スタンプを送るだけで日給５万円」とのネット広告を見て登録したところ、電子書籍 2 千円を購入させられた(カード決済)。事業者からの説明を聞くため予約したところ担当者から電話があり、約７０万円のサポートプランと,貸金業者３社から３０万円ずつ借金する方法を提示された。遠隔操作アプリ※で自分のスマートフォンの画面が共有された状態で各社に借金を申し込んだ。家族に反対されたため、借金の申し込みを撤回したが、画像送信した免許書やカード情報の悪用が心配。

※遠隔操作アプリ：自分のスマートフォンやパソコンに遠隔地の第三者が接続して、両者が画面を共有しながら遠隔操作を行うアプリ

【アドバイス】

1. 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告をうのみにしない。「借金」してまで契約しない。
2. 遠隔操作アプリは安易にインストールしない。
3. 遠隔操作などで貸金業者サイトに登録してしまったら、 ID やパスワードを変更するなど悪用されないための対 策をとりましょう。
4. 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。

注記：独立行政法人「国民生活センター」令和５年６月７日 「報道発表資料」参照

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！
☎077-561-2353（直通）

または**消費者ホットライン** ☎188（いやや）

（※最寄りの相談窓口につながります）